



発行 新潟県

第 20 号

令和2年3月13日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

訓 令

- 1 新潟県職員健康管理規程の一部改正（人事課）

告 示

- 255 個人事業税の申告期限の延長（税務課）
- 256 土壌汚染対策法による汚染されている区域の指定（環境対策課）
- 257 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 258 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
- 259 介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定辞退（高齢福祉保健課）
- 260 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 261 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 262 公共測量の実施通知（監理課）
- 263 公共測量の終了通知（監理課）
- 264 公共測量の終了通知（監理課）

公 告

- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局業務課）
- 一般競争入札の実施（病院局業務課）

選挙管理委員会告示

- 2 政治団体の収支報告書の訂正報告（選挙管理委員会）
- 3 直接請求を行う場合に必要選挙権を有する者の数（選挙管理委員会）

公安委員会規則

- 3 古物営業法施行細則の一部を改正する規則（生活安全企画課）
- 4 新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通企画課）
- 5 組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則（警務課）
- 6 新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則（警務課）



- ◎新潟県訓令第1号
- ◎新潟県議会訓令第1号
- ◎新潟県人事委員会訓令第1号
- ◎新潟県監査委員訓令第1号

本 庁
 地 域 機 関
 県 議 会 事 務 局
 人 事 委 員 会 事 務 局
 監 査 委 員 事 務 局
 労 働 委 員 会 事 務 局

新潟県職員健康管理規程（昭和52年4月新潟県訓令第11号、昭和52年4月新潟県議会訓令第3号、昭和52年4月新潟県人事委員会訓令第3号、昭和52年4月新潟県監査委員訓令第3号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から実施する。

令和2年3月13日

新 潟 県 知 事 花 角 英 世
 新 潟 県 議 会 議 長 岩 村 良 一
 新 潟 県 人 事 委 員 会 委 員 長 氏 家 信 彦
 新 潟 県 代 表 監 査 委 員 栗 山 和 廣

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第4条関係） 採用時等健康診断				別表第1（第4条関係） 採用時等健康診断			
対象者	検査の項目		備考	対象者	検査の項目		備考
1 新 規採 用職 員	(略)		(略)	1 新 規採 用職 員	(略)		(略)
	<u>情報 機器 検診</u>	(略)			<u>VD T検 診</u>	(略)	
(略)				(略)			
(注) (略)				(注) (略)			
別表第3（第4条関係） 特殊定期健康診断				別表第3（第4条関係） 特殊定期健康診断			
区分	対象者	検査の項目	備考	区分	対象者	検査の項目	備考
(略)				(略)			
9 B 型肝 炎検 診	血液を 取り扱 う業務 に従事 する職 員	(1) (略) (2) 医師が必要と認め る場合次のうち必要 な検査 ア (略) イ 肝機能検査 (G OT、GPT、L AP、γ-GTP 及びT-BIL)	(略)	9 B 型肝 炎検 診	血液を 取り扱 う業務 に従事 する職 員	(1) (略) (2) 医師が必要と認め る場合次のうち必要 な検査 ア (略) イ 肝機能検査 (T TT、GOT、G PT、LAP、γ -GTP及びT- BIL)	(略)
10 <u>情 報機 器</u>	<u>情報機 器作業</u>	(1)～(3) (略) (4) 医師が必要と認め	(略)	10 <u>V DT</u>	<u>VD T作 業に</u>	(1)～(3) (略) (4) 医師が必要と認め	(略)

器検 診	に従事 する特 定の職 員	る場合次のうち必要 な検査 ア 眼科学的検査 (ア)・(イ) (略) (ウ) 調節機能検査 (40歳以上) (エ) 眼位検査 (40 歳以上) イ (略)		検診	に従事す る特定 の職員	る場合次のうち必要 な検査 ア 眼科学的検査 (ア)・(イ) (略) (ウ) 調節機能検査 イ (略)
---------	------------------------	---	--	----	--------------------	--

告 示

◎新潟県告示第255号

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第9条第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の55第1項及び第2項に定める個人が行う事業に対する事業税の納税義務者が知事に対して行う申告の期限のうち、令和元年所得に係る申告の期限については、年の途中で事業を廃止した場合を除き、当該条項の定めにかかわらず、その期限を令和2年4月16日まで延長する。

令和2年3月13日

新潟県知事 花 角 英 世

◎新潟県告示第256号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域として、要措置区域を次のとおり指定する。

令和2年3月13日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定する要措置区域
胎内市表町1256番5の一部
- 2 土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 講ずべき指示措置
地下水の水質の測定

◎新潟県告示第257号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

令和2年3月13日

新潟県知事 花 角 英 世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	レスピット・イン・こぶし	新潟県長岡市与板町 中田字江割59番地1	社会福祉法人長岡 福祉協会	令和2年3月1 日
通所介護	レッツ倶楽部高土町	新潟県上越市高土町 1丁目11番3号	有限会社中央調剤 薬局	令和2年3月1 日

◎新潟県告示第258号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和2年3月13日

新潟県知事 花角 英世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
J A えちご上越・訪問介護事業所	新潟県上越市本長者原119番地1	えちご上越農業協同組合	訪問介護	令和2年1月7日	令和2年2月29日
ショートステイ 愛の里よいた	新潟県長岡市与板町中田59番地1	キハン株式会社	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	令和2年1月22日	令和2年2月29日

◎新潟県告示第259号

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定により、指定介護療養型医療施設の開設者から次のとおり指定の辞退の届出があった。

令和2年3月13日

新潟県知事 花角 英世

施設の名称	所在地	開設者	届出の受理年月日	辞退年月日
田宮病院	新潟県長岡市深沢町2300番地	医療法人崇徳会	令和元年12月26日	令和2年1月31日

◎新潟県告示第260号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和2年3月13日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15030	登録年月日	平成17年8月11日	
登録検査機関の名称	有限会社 丸山昌治商店			
代表者氏名	取締役 丸山 昌吉			
主たる事務所の所在地	新潟県上越市稲田3丁目2番3号			
登録の区分	品位等検査			
農産物の種類	国内産玄米			
農産物検査を行う区域	農産物検査員			
	氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
新潟県	丸山 昌彦	新潟県上越市稲田 3-2-3	玄米	K1517169
	丸山 昌幸	新潟県上越市稲田 3-2-3	玄米	K152019004
備考	略称『(有)丸山昌治商店』 令和2年3月13日 農産物検査員1名の新規登録。			

◎新潟県告示第261号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和2年3月13日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
小平尾	区画整理（経営体育成基盤整備「農業生産法人等育成緊急整備」）事業	魚沼市	令和2年2月26日

◎新潟県告示第262号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年3月13日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（車載写真レーザ測量）
- 2 作業期間 令和元年5月10日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域 北陸地方整備局管内

◎新潟県告示第263号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年3月13日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（国土基本図1/2500修正）
- 2 作業期間 令和元年7月18日から令和2年2月20日まで
- 3 作業地域 新潟市秋葉区の一部

◎新潟県告示第264号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年3月13日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（地盤沈下変動調査）
- 2 作業期間 令和元年7月1日から令和2年2月21日まで
- 3 作業地域 新潟市全域

公 告

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和2年3月13日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
 名称 直江津ショッピングセンタービル
 所在地 上越市西本町三丁目153番13 外
 設置者 頸城自動車株式会社
- 2 変更した事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 （変更前）株式会社イトーヨーカ堂 他38者

(変更後)株式会社スポット 他27者

- 3 変更年月日
令和元年5月12日 他
- 4 変更の理由
小売業者の変更、小売業者の代表者の変更及び住所の変更のため
- 5 届出年月日
令和2年2月28日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
(なお、上越市産業観光交流部産業政策課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和2年3月13日から令和2年7月13日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和2年3月13日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 新発田舟入ショッピングセンター
所在地 新発田市舟入町3丁目651 外
設置者 株式会社ウオロク 他2者
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更(設置者の代表者の氏名)に関する届出
公告日 令和元年11月1日
- 3 意見の概要
 - (1) 新発田市からの意見の概要
意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間
令和2年3月13日から令和2年4月13日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和2年3月13日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 アクロスプラザ長岡七日町A街区
所在地 長岡市七日町字川原485 外
設置者 第一リース株式会社
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更(設置者の代表者の氏名)に関する届出
公告日 令和元年11月1日

- 3 意見の概要
 - (1) 長岡市からの意見の概要
意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間
令和2年3月13日から令和2年4月13日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和2年3月13日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 アクロスプラザ長岡七日町B街区
所在地 長岡市福山町字川原427-1 外
設置者 第一リース株式会社 他1者
- 2 届出の概要及び公告日
概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（設置者の代表者の氏名）に関する届出
公告日 令和元年11月1日
- 3 意見の概要
 - (1) 長岡市からの意見の概要
意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間
令和2年3月13日から令和2年4月13日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和2年3月13日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 喜多町ショッピングセンター
所在地 長岡市喜多町土地区画整理事業地内4街区
設置者 中興ビルディング株式会社
 - 2 届出の概要及び公告日
概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗の名称、設置者の代表者の氏名、小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出
公告日 令和元年11月1日
 - 3 意見の概要
 - (1) 長岡市からの意見の概要
意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
 - 4 縦覧場所
-

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

令和2年3月13日から令和2年4月13日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和2年3月13日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 ダイレックス燕店

所在地 燕市東太田字杉名田6771番 外

設置者 株式会社アオヤギホールディングス

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗の名称、小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出

公告日 令和元年11月1日

3 意見の概要

(1) 燕市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

令和2年3月13日から令和2年4月13日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和2年3月13日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 ダイレックス六日町店

所在地 南魚沼市余川字牛蒡島3354番地1 外

設置者 株式会社トラストハートカンパニー

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出

公告日 令和元年11月1日

3 意見の概要

(1) 南魚沼市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

令和2年3月13日から令和2年4月13日まで

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、令和2年度駐車場内車両等誘導警備業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年3月13日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

令和2年度駐車場内車両等誘導警備業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立加茂病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社及び営業所等名称は問わない。）が所在する者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(7) 警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項第2号に定める警備業務の認定証の交付を受けていること。

(8) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認書を提出した者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-1397

新潟県加茂市青海町1丁目9番1号

新潟県立加茂病院経営課

電話番号 0256-52-0701

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札参加資格確認書類の提出

(1) 入札希望者は令和2年3月25日（水）午後2時までに、入札説明書に定める一般競争入札提出書類等を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は令和2年3月24日（火）までに必着させるとともに、簡易書留を利用すること。

(2) 入札参加資格確認書類の提出場所は3(1)とする。

(3) 入札参加資格確認書類の様式は入札説明書による。

5 入札、開札の日時及び場所

令和元年3月27日（金）午前10時30分

新潟県立加茂病院 1階 多目的ホール

6 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札書に記載された金額に当該金額の100分の10を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第196条第3項第1号に該当する場合は、免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (9) その他
ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）
イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、中央滅菌材料室等業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年3月13日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
新潟県立中央病院 中央滅菌材料室等業務委託一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (4) 納入場所
新潟県立中央病院
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 医療関連サービスマーク制度による院内滅菌消毒業務の認定を受けている者であること。
- (7) 医療関連サービスマーク制度による院外滅菌消毒業務の認定を受けている滅菌センターを有するものであること。
- (8) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192
新潟県上越市新南町205番地
新潟県立中央病院経営課経営係
電話番号 025-522-7711 内線2329

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 入札参加資格確認書類の提出期限
令和2年3月23日(月)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年3月26日(木)午後1時00分
新潟県立中央病院 講堂1

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

- (8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、令和2年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、調達の手続きについて停止の措

置を行うことがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、医療ガス設備保守点検業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年3月13日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

医療ガス設備保守点検業務委託

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年3月31日（水）

(4) 納入場所

新潟県立十日町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(4) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0065

新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線114

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和2年3月23日（月）午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年3月24日（火）午前9時30分

新潟県立十日町病院 新外来棟3階講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望本体金額に100分の10に相当する額を加算した金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。

なお、複数の方法による保証は認めない。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、L S A重油について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年3月13日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

(1) 購入物品名及び数量

L S A重油 単価契約 年間約420,000リットル

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及びL S A重油購入仕様書による。

(3) 納入期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日

(4) 納入場所

新潟県立十日町病院（地下貯蔵タンク）

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「燃料・油脂類」に登録されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0065

新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線114

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和2年3月19日(木)午後3時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年3月24日(火)午前10時00分

新潟県立十日町病院 3階 講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、パソコンの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年3月13日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

1 入札に付する事項

(1) 品名及び数量

パソコン 41台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和2年6月1日(月)～令和7年5月31日(土)まで

(4) 納入場所

新潟県立十日町看護専門学校(仮称)

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 新潟県知事から指名停止措置を受け、指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 〒948-0037
新潟県十日町市妻有町西2丁目1番地(新潟県十日町地域振興局内)
新潟県病院局業務課 県立看護専門学校設立準備班
電話番号 025-757-5900(直通)

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 入札参加資格確認申請書及び応札仕様書の提出期限
令和2年3月18日(水)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年3月24日(火)午前10時00分
新潟県庁行政庁舎803会議室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
見積もる契約金額(1ヶ月当たりの貸借借料(消費税及び地方消費税を含む。))に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額(1ヶ月当たりの貸借借料(消費税及び地方消費税を含む。))に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県病院局の交付する入札説明書に基づき入札参加資格確認申請書及び応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
提出された書類についての審査で不適合とされた者は入札に参加できない。
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。また、令和2年度新潟県一般会計予算が議決されなかった等の場合、本件の手続きについて停止の措置を行うことがある。
- (9) その他

- ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
- イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、清掃業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年3月13日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

1 入札に付する事項

(1) 件名

新潟県立十日町看護専門学校(仮称)の清掃業務委託

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和2年4月1日(水)～令和5年3月31日(金)まで

(4) 履行場所

新潟県立十日町看護専門学校(仮称)

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 新潟県庁舎等管理業務入札参加資格者名簿の営業種目の「建築物清掃業務」又は「建築物環境衛生総合管理業務」の登録を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 新潟県知事から指名停止措置を受け、指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 〒948-0037

新潟県十日町市妻有町西2丁目1番地(新潟県十日町地域振興局内)

新潟県病院局業務課 県立看護専門学校設立準備班

電話番号 025-757-5900(直通)

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 入札参加資格確認申請書及び応札仕様書の提出期限

令和2年3月18日(水)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年3月24日(火)午前11時00分

新潟県庁行政庁舎803会議室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県病院局の交付する入札説明書に基づき入札参加資格確認申請書及び応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類についての審査で不適合とされた者は入札に参加できない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。また、令和2年度新潟県一般会計予算が議決されなかった等の場合、本件の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、令和元年11月27日付け新潟県選挙管理委員会告示第48号の一部を次のとおり改める。

令和2年3月13日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

訂正報告年月日 令和元年12月9日

政治団体の名称 自由民主党新潟県第二選挙区支部

(報告年月日令和元年5月31日)中

項目	訂正後	訂正前
3 本年收入の内訳		
個人分	3,120,000	4,120,000
政治団体分	7,000,000	6,000,000
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
細田健一	3,000,000	4,000,000
〔政治団体分〕		
21世紀政策研究会	7,000,000	6,000,000

訂正報告年月日 令和2年1月29日

政治団体の名称 日本共産党中越地区委員会

(報告年月日平成31年2月14日)中

項目	訂正後	訂正前
4 支出の内訳		
組織活動費	13,920,297	14,570,297

選挙関係費	2,279,984	1,629,984
-------	-----------	-----------

◎新潟県選挙管理委員会告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和2年3月13日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数
38,082
- 2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
338,009
- 3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数
 - 新潟市北区 20,845
 - 新潟市東区 38,582
 - 新潟市中央区 49,574
 - 新潟市江南区 19,158
 - 新潟市秋葉区 21,673
 - 新潟市南区 12,681
 - 新潟市西区 43,982
 - 新潟市西蒲区 16,250
 - 長岡市三島郡 76,958
 - 上越市 53,811
 - 三条市 27,604
 - 柏崎市刈羽郡 24,952
 - 新発田市北蒲原郡 31,369
 - 小千谷市 10,028
 - 加茂市南蒲原郡 11,212
 - 十日町市中魚沼郡 17,670
 - 見附市 11,430
 - 村上市岩船郡 18,951
 - 燕市西蒲原郡 24,776
 - 糸魚川市 12,170
 - 妙高市 9,143
 - 五泉市東蒲原郡 17,530
 - 阿賀野市 11,981
 - 佐渡市 15,787
 - 魚沼市 10,287
 - 南魚沼市南魚沼郡 17,983
 - 胎内市 8,310

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第3号

古物営業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月13日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

古物営業法施行細則の一部を改正する規則

古物営業法施行細則（昭和37年新潟県公安委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示、削除条及び別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
	(提出書類)
<u>第2条</u> (略)	<u>第2条</u> 法又は規則の定めるところにより公安委員会に提出する申請書又は届出書は、1通とする。 ただし、法第10条の2、第21条の5及び第21条の6並びに承認規程第2条及び第6条に規定する申請書又は届出書については、正副2通とする。
<u>第3条</u> (略)	<u>第3条</u> (略)
<u>第4条</u> (略)	<u>第4条</u> (略)
<u>第5条</u> (略)	<u>第5条</u> (略)
<u>第6条</u> (略)	<u>第6条</u> (略)
(許可の取消し)	(許可の取消し)
<u>第6条</u> 法第6条第1項又は法第24条第1項の規定による古物営業の許可の取消しは、別記様式第5号により行うものとする。	<u>第7条</u> 法第6条第1項又は法第24条の規定による古物営業の許可の取消しは、別記様式第5号により行うものとする。
<u>第7条</u> (略)	<u>第8条</u> (略)
<u>第8条</u> (略)	<u>第9条</u> (略)
<u>第9条</u> (略)	<u>第10条</u> (略)
<u>第10条</u> (略)	<u>第11条</u> (略)
<u>第11条</u> (略)	<u>第12条</u> (略)
<u>第12条</u> (略)	<u>第13条</u> (略)
<u>第13条</u> (略)	<u>第14条</u> (略)
<u>第14条</u> (略)	<u>第15条</u> (略)

第15条 (略)

第16条 (略)

別記様式第1号 (第2条関係)
不許可通知書
(略)

別記様式第2号 (第3条関係)
管理者解任勧告書
(略)

別記様式第3号 (第4条関係)

(略)
指 示 書
(略)
古物営業法(昭和24年法律第108号)第23条
第1項
の規定により、次のとおり指示する。
第2項
(略)

別記様式第4号 (第5条関係)

(略)
営 業 停 止 命 令 書
(略)
古物営業法(昭和24年法律第108号)第24条
第1項
の規定により、次のとおり古物営業の停
第2項
止を命ずる。
(略)

別記様式第5号 (第6条関係)

(略)
許可取消処分通知書

第16条 (略)

(他の公安委員会に対する違反等通知)

第17条 他の都道府県公安委員会の許可を受けた古物商若しくは古物市場主(以下「古物商等」という。)又はその代理人等が法又は法に基づく命令に違反したときは、遅滞なくその事実を当該他の都道府県公安委員会に別記様式第16号により通知するものとする。

2 古物商等の許可を取り消し、又は営業の停止を命じた場合において、当該古物商等が他の都道府県公安委員会から許可を受けている場合には、遅滞なくその旨を当該他の都道府県公安委員会に別記様式第17号により通知するものとする。

第18条 (略)

別記様式第1号 (第3条関係)
不許可通知書
(略)

別記様式第2号 (第4条関係)
管理者解任勧告書
(略)

別記様式第3号 (第5条関係)

(略)
指 示 書
(略)
古物営業法(昭和24年法律第108号)第23条
の規定により、次のとおり指示する。
(略)

別記様式第4号 (第6条関係)

(略)
営 業 停 止 命 令 書
(略)
古物営業法(昭和24年法律第108号)第24条
の規定により、次のとおり古物営業の停
止を命ずる。
(略)

別記様式第5号 (第7条関係)

(略)
許可取消処分通知書

(略)

第6条第
古物営業法(昭和24年法律第108号)
第24条第

1項
の規定により、次のとおり古物営業の許可
1項
を取り消した。

(略)

(略)

別記様式第6号(第7条関係)

聴聞の開催について(公示)
古物営業法(昭和24年法律第108号)第24条
第1項
の規定による不利益処分(行政処分)に
第2項
について公開による聴聞を行うので、同法第25条
第2項の規定により、次のとおり公示する。

(略)

別記様式第7号(第8条関係)

行商従業者証等承認通知書
(略)

別記様式第8号(第8条関係)

行商従業者証等不承認通知書
(略)

別記様式第9号(第9条関係)

行商従業者証等承認取消処分通知書
(略)

別記様式第10号(第10条関係)

認定通知書
(略)

別記様式第11号(第11条関係)

不認定通知書
(略)

別記様式第12号(第12条関係)

認定取消処分通知書
(略)

別記様式第13号(第13条関係)

盗品売買等防止団体承認通知書
(略)

別記様式第14号(第14条関係)

(略)

第6条第
古物営業法(昭和24年法律第108号)
第24条

1項
の規定により、次のとおり古物営業の許可
を取り消した。

(略)

(略)

別記様式第6号(第8条関係)

聴聞の開催について(公示)
古物営業法(昭和24年法律第108号)第24条
の規定による不利益処分(行政処分)に
ついて公開による聴聞を行うので、同法第25条
第2項の規定により、次のとおり公示する。

(略)

別記様式第7号(第9条関係)

行商従業者証等承認通知書
(略)

別記様式第8号(第9条関係)

行商従業者証等不承認通知書
(略)

別記様式第9号(第10条関係)

行商従業者証等承認取消処分通知書
(略)

別記様式第10号(第11条関係)

認定通知書
(略)

別記様式第11号(第12条関係)

不認定通知書
(略)

別記様式第12号(第13条関係)

認定取消処分通知書
(略)

別記様式第13号(第14条関係)

盗品売買等防止団体承認通知書
(略)

別記様式第14号(第15条関係)

<p>盗品売買等防止団体不承認通知書 (略)</p> <p>別記様式第15号 (第15条関係) 盗品売買等防止団体承認取消処分通知書 (略)</p>	<p>盗品売買等防止団体不承認通知書 (略)</p> <p>別記様式第15号 (第16条関係) 盗品売買等防止団体承認取消処分通知書 (略)</p> <p>別記様式第16号 (第17条関係) 法令違反通知書 (略)</p> <p>別記様式第17号 (第17条関係) 許可取消等通知書 (略)</p>
---	--

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

新潟県公安委員会規則第4号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月13日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表第2		別表第2	
道路名	区間	道路名	区間
(略)		(略)	
一般国道25号	魚沼市原1147番から魚沼市堀之内130番まで	一般国道25号	魚沼市原1147番から魚沼市堀之内130番まで
一般国道25号	上越市三ツ屋町17番7から上越市大字下五貫野字開田246番2まで		
(略)		(略)	
主要地方道新潟安田線	(略)	主要地方道新潟安田線	(略)
主要地方道柏崎停車場線	柏崎市駅前1丁目字塩込1197番1から柏崎市西本町1丁目439番9まで		
(略)		(略)	
主要地方道新潟港横越線	新潟市東区小金台1番430から新潟市江南区丸山ノ内善之丞組1147番まで	主要地方道新潟港横越線	新潟市東区小金台1番430から新潟市東区竹尾字前沢621番3まで
(略)		(略)	
一般県道島見新発田線	北蒲原郡聖籠町大字蓮野字西山3310番11から北蒲原郡聖籠町大字蓮野字大沼730番1まで	一般県道島見新発田線	北蒲原郡聖籠町大字蓮野字西山3310番11から北蒲原郡聖籠町大字蓮野字大沼730番1まで
一般県道島見新発田線	北蒲原郡聖籠町大字藤寄字杉谷内2146番1から北蒲原郡聖籠町大字大夫興野字金清水山2811番1まで		
一般県道坂井猪子場新田線	三条市猪子場新田字諏訪浦592番2から三条市猪子場新田字小割1383番2まで		
(略)		(略)	
一般県道沢海酒屋線	新潟市江南区割野字沼1524番1から新潟市江南区割野字要作3323番2まで	一般県道沢海酒屋線	新潟市江南区割野字沼1524番1から新潟市江南区割野字要作3323番2まで
一般県道野田西本線	柏崎市扇町字大海671番1から柏崎市駅前2丁目字二王丸151番1まで		
一般県道中条停車場線	胎内市表町1169番8から胎内市新栄町3406番1まで		

(略)	
市道東6-94号線	(略)
市道東8-273号線	新潟市江南区丸山ノ内善之丞組1147番から新潟市江南区西山字赤田1009番まで
(略)	
市道東幹線7号線	(略)
市道東幹線76号線	長岡市高見町3599番3から長岡市高見町3888番1まで
(略)	
市道笹山・東港線	(略)
市道尾山・早通線	新潟市北区木崎字尾山前837番1から新潟市北区早通字大曾根691番1まで
市道島見町線1号	新潟市北区島見町字上往来1531番1から新潟市北区島見町字上野地2829番1まで
市道島見町線2号	新潟市北区島見町字上野地2829番1から新潟市北区島見町字荷替坂4430番3まで
市道北4-75号線	新潟市北区太夫浜字向山3307番1から新潟市北区島見町字船橋4604番1まで
市道北5-68号線	新潟市北区名目所1丁目574番1から新潟市北区下大谷内字居浦48番1まで
市道北6-45号線	新潟市北区白勢町字上大曲69番13から新潟市北区白勢町字上大曲97番6まで
市道豊栄1-23号線	新潟市北区浦ノ入字浦沢362番1から新潟市北区浦ノ入字切尾村下1289番1まで
市道豊栄1-668号線	新潟市北区下大谷内字居山400番1から新潟市北区下大谷内字居浦46番2まで
(略)	
市道白根2-401号線	(略)
市道戸頭保坂線	新潟市南区保坂字岡下411番2から新潟市南区戸頭字村中2984番1まで
市道柏崎11-150号線	(略)
市道柏崎2-1号線	柏崎市四谷2丁目1259番3から柏崎市四谷2丁目779番1まで
市道柏崎3	柏崎市日吉町1057番1から柏崎市

(略)	
市道東6-94号線	(略)
(略)	
市道東幹線7号線	(略)
(略)	
市道笹山・東港線	(略)
(略)	
市道白根2-401号線	(略)
市道11-150号線	(略)

－4号線	四谷2丁目1259番3まで		
市道柏崎3 －4号線	(略)	市道3－4 号線	(略)
市道柏崎19 －2号線	(略)	市道19－2 号線	(略)
市道柏崎19 －41号線	(略)	市道19－41 号線	(略)
市道黒井国 道線	<u>上越市黒井2789番7から上越市黒 井字仲町1847番2まで</u>	市道黒井国 道線	<u>上越市黒井字大割2819番1から上 越市黒井字仲町1847番2まで</u>
市道黒井貨 物線	上越市大字黒井2633番1から上越 市大字黒井439番3まで		
市道頸城街 上路線	上越市頸城区下吉203番2から上 越市頸城区西福島317番3まで		
(略)		(略)	
臨港道路5 号線	(略)	臨港道路5 号線	(略)
東ふ頭臨港 道路	<u>上越市大字黒井字添2330番1から 上越市大字直江津字名古浦440番 8まで</u>	東ふ頭2号 道路	上越市大字黒井字添2885番から上 越市大字黒井字添2886番まで
中央ふ頭臨 港道路	<u>上越市港町2丁目536番4から上 越市大字直江津字名古浦440番8 まで</u>	東ふ頭臨港 上道路	<u>上越市大字黒井字添2886番から上 越市大字直江津字名古浦2330番1 まで</u>
臨港道路1 号線	上越市大字黒井字添2330番1から 上越市大字黒井字新町1988番1ま で	中央ふ頭臨 港道路	<u>上越市大字直江津字名古浦2330番 1から上越市大字直江津字名古浦 440番8まで</u>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

新潟県公安委員会規則第5号

組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和2年3月13日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(新潟県警察組織規則の一部改正)

第1条 新潟県警察組織規則(平成13年新潟県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(警務課)</p> <p>第5条 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 警察統計(犯罪統計を除く。)に関すること。</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p><u>(12) (略)</u></p> <p><u>(13) (略)</u></p> <p><u>(14) (略)</u></p> <p><u>(15) (略)</u></p> <p><u>(16) (略)</u></p> <p><u>(17) (略)</u></p> <p><u>(18) (略)</u></p> <p><u>(19) (略)</u></p> <p><u>(20) (略)</u></p> <p><u>(21) (略)</u></p> <p>(情報管理課)</p> <p>第10条 情報管理課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(サイバー犯罪対策課)</p> <p>第14条の2 サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) サイバー犯罪事件情報の集約、分析及び調整に関すること。</u></p>	<p>(警務課)</p> <p>第5条 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) (略)</p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) (略)</p> <p>(情報管理課)</p> <p>第10条 情報管理課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 警察統計(犯罪統計を除く。)に関すること。</u></p> <p>(サイバー犯罪対策課)</p> <p>第14条の2 サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>

(新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部改正)

第2条 新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則(昭和58年新潟県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

	警 察 官					警察官以外 の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補（巡 査部長を含 む。）	巡 査	小 計		
警察本部	75	130	784	221	1,210	445	1,655
警察学校	1	2	16	2	21	3	24
警察署	57	153	1,643	976	2,829	139	2,968
初任科生				132	132		132
合 計	133	285	2,443	1,331	4,192	587	4,779

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

新潟県公安委員会規則第6号

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月13日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則（昭和49年新潟県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）に対応する同表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号（以下「削除別表号」という。）を削り、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表		別表	
種別	警察本部長が専決できる事務	種別	警察本部長が専決できる事務
(略)		(略)	
古物営業法関係	(1)～(7) (略) <u>(8) 古物法第7条第5項の規定による許可証の書換え</u> <u>(9) (略)</u> <u>(10) (略)</u> <u>(11) (略)</u> <u>(12) 古物法第10条第1項又は第3項の規定による競り売りの届出の受理</u> <u>(13) (略)</u> <u>(14) (略)</u> <u>(15) (略)</u> <u>(16) (略)</u> <u>(17) (略)</u> <u>(18) (略)</u> <u>(19) (略)</u> <u>(20) (略)</u> <u>(21) (略)</u> <u>(22) 古物法第26条の規定による情報の提供</u> <u>(23) 古物法第27条第1項の規定による国家公安委員会への報告</u> <u>(24) 古物法第27条第2項の規定による他の公安委員会への通報及び他の公安委員会からの通報の受理</u> <u>(25) (略)</u>	古物営業法関係	(1)～(7) (略) <u>(8) 古物法第7条第2項の規定による他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理</u> <u>(9) 古物法第7条第4項の規定による許可証の書換え</u> <u>(10) (略)</u> <u>(11) (略)</u> <u>(12) (略)</u> <u>(13) 古物法第10条第1項又は第2項の規定による競り売りの届出の受理</u> <u>(14) (略)</u> <u>(15) (略)</u> <u>(16) (略)</u> <u>(17) (略)</u> <u>(18) (略)</u> <u>(19) (略)</u> <u>(20) (略)</u> <u>(21) (略)</u> <u>(22) (略)</u> <u>(23) 古物法第27条の規定による情報の提供</u> <u>(24) (略)</u>

	(26) (略)		(25) (略)
	(27) <u>改正古物法附則第3条第2項の規定による新許可証交付申請書の受理</u>		
	(28) <u>改正古物法附則第3条第3項の規定による許可証の交付</u>		
	(29) (略)		(26) (略)
	(30) <u>古物法施行規則第5条第9項の規定による書換申請書及び許可証の受理</u>		(27) <u>古物法施行規則第5条第6項の規定による書換申請書及び許可証の受理</u>
	(31) (略)		(28) (略)
			(29) <u>古物法施行規則第9条第1項の規定による経由警察署長変更届出書の受理</u>
	(32) (略)		(30) (略)
	(33) (略)		(31) (略)
	(34) (略)		(32) (略)
	(35) (略)		(33) (略)
	(36) (略)		(34) (略)
	(37) (略)		(35) (略)
	(38) (略)		(36) (略)
	(39) (略)		(37) (略)
	(40) (略)		(38) (略)
	(41) (略)		(39) (略)
	(42) (略)		(40) (略)
	(43) (略)		(41) (略)
	(44) (略)		(42) (略)
	(45) (略)		(43) (略)
	(46) (略)		(44) (略)
	(47) (略)		(45) (略)
	(48) (略)		(46) (略)
	(49) (略)		(47) (略)
	(50) (略)		(48) (略)
	(51) (略)		(49) (略)
	(52) (略)		(50) (略)
	(53) (略)		(51) (略)
	(54) (略)		(52) (略)
	(55) (略)		(53) (略)
	(56) (略)		(54) (略)
	(57) (略)		(55) (略)
	(58) (略)		(56) (略)
	(59) (略)		(57) (略)
	(60) (略)		(58) (略)
	(61) (略)		(59) (略)
	(62) (略)		(60) (略)
	(63) (略)		(61) (略)
	(略)		(略)
道 路 交 通 法	(1)～(117) (略)	道 路 交 通 法	(1)～(117) (略)
	(118) <u>道交法第108条の3の4の規定による自転車運転者講習の受講命令</u>		
	(119) <u>道交法第108条の3の5の規定による自転車運転者講習の受講命令等の</u>		

関係	国家公安委員会への報告	関係
	(120) (略)	(118) (略)
	(121) (略)	(119) (略)
	(122) (略)	(120) (略)
	(123) (略)	(121) (略)
	(124) (略)	(122) (略)
	(125) (略)	(123) (略)
	(126) (略)	(124) (略)
	(127) (略)	(125) (略)
	(128) (略)	(126) (略)
	(129) (略)	(127) (略)
	(130) (略)	(128) (略)
	(131) (略)	(129) (略)
	(132) (略)	(130) (略)
	(133) (略)	(131) (略)
	(134) (略)	(132) (略)
	(135) (略)	(133) (略)
	(136) (略)	(134) (略)
	(137) (略)	(135) (略)
	(138) (略)	(136) (略)
	(139) (略)	(137) (略)
	(140) (略)	(138) (略)
	(141) (略)	(139) (略)
	(142) (略)	(140) (略)
	(143) (略)	(141) (略)
	(144) (略)	(142) (略)
	(145) (略)	(143) (略)
	(146) (略)	(144) (略)
	(147) (略)	(145) (略)
	(148) (略)	(146) (略)
	(149) (略)	(147) (略)
	(150) (略)	(148) (略)
	(151) (略)	(149) (略)
	(152) (略)	(150) (略)
	(153) (略)	(151) (略)
	(154) (略)	(152) (略)
	(155) (略)	(153) (略)
	(156) (略)	(154) (略)
	(157) (略)	(155) (略)
	(158) (略)	(156) (略)
	(159) (略)	(157) (略)
	(160) (略)	(158) (略)
	(161) (略)	(159) (略)
	(162) (略)	(160) (略)
	(163) (略)	(161) (略)
	(164) (略)	(162) (略)
	(165) (略)	(163) (略)
	(166) (略)	(164) (略)
	(167) (略)	(165) (略)
	(168) (略)	(166) (略)
	(169) (略)	(167) (略)

(170) (略)
(171) (略)
(172) (略)
(173) (略)
(174) (略)
(175) (略)
(176) (略)
(177) (略)
(178) (略)
(179) (略)
(180) (略)
(181) (略)
(182) (略)
(183) (略)
(184) (略)
(185) (略)
(186) (略)
(187) (略)
(188) (略)
(189) (略)
(190) (略)
(191) (略)
(192) (略)
(193) (略)
(194) (略)
(195) (略)
(196) (略)
(197) (略)
(198) (略)
(199) (略)
(200) (略)
(201) (略)
(202) (略)
(203) (略)
(204) (略)
(205) (略)
(206) (略)
(207) (略)
(208) (略)
(209) (略)
(210) (略)
(211) (略)
(212) (略)
(213) (略)
(214) (略)
(215) (略)
(216) (略)
(217) (略)
(218) (略)
(219) (略)
(220) (略)

(168) (略)
(169) (略)
(170) (略)
(171) (略)
(172) (略)
(173) (略)
(174) (略)
(175) (略)
(176) (略)
(177) (略)
(178) (略)
(179) (略)
(180) (略)
(181) (略)
(182) (略)
(183) (略)
(184) (略)
(185) (略)
(186) (略)
(187) (略)
(188) (略)
(189) (略)
(190) (略)
(191) (略)
(192) (略)
(193) (略)
(194) (略)
(195) (略)
(196) (略)
(197) (略)
(198) (略)
(199) (略)
(200) (略)
(201) (略)
(202) (略)
(203) (略)
(204) (略)
(205) (略)
(206) (略)
(207) (略)
(208) (略)
(209) (略)
(210) (略)
(211) (略)
(212) (略)
(213) (略)
(214) (略)
(215) (略)
(216) (略)
(217) (略)
(218) (略)

	(221) (略)		(219) (略)
	(222) (略)		(220) (略)
	(223) (略)		(221) (略)
(略)		(略)	
高滑 齡化 者の 、促 障進 害に 者関 等す のる 移法 動律 等関 の係 円	(略)	高滑 齡化 者の 、促 障進 害に 者関 等す のる 移法 動律 等関 の係 円	(略)
地係 域 再 生 法 関	(1) 地域再生法（平成17年法律第24号） 第17条の36第1項の規定による地域再 生協議会構成員との協議 (2) 地域再生法第17条の44第4項の規定 による国土交通大臣から意見を聴かれ た場合における意見の申述		
(略)		(略)	
重無 施機 設等 のの 周飛 辺行 地の 域禁 の止 上に 空関 にす おる け法 る律 小関 型係	重要施設の周辺地域の上空における小 型無人機等の飛行の禁止に関する法律 （平成28年法律第9号）第9条第3項の 規定による公安委員会への通報	重無 施機 設等 のの 周飛 辺行 地の 域禁 の止 上に 空関 にす おる け法 る律 小関 型係	重要施設の周辺地域の上空における小 型無人機等の飛行の禁止に関する法律第 9条第3項の規定による公安委員会への 通報

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。